

## V 和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜 学力検査得点の情報提供について

和歌山市個人情報保護条例（平成12年和歌山市条例第127号）第25条の規定による開示請求の特例に基づき、「和歌山市教育委員会が保有する個人情報に係る開示請求の特例に関する事務取扱要綱」が定められたので、和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜学力検査に係る情報提供を次のとおり実施する。

### 1 情報提供する内容

- (1) 一般選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (2) スポーツ推薦における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (3) 追募集及び再学力検査における学力検査の得点

### 2 情報提供請求できる者

受検者本人

### 3 情報提供請求の受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間  
合格発表の翌日から起算して1月間
- (2) 受付時間  
全日制課程は午前9時から午後4時まで、定時制課程は午後2時から午後6時まで。  
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び学校の休日を除く。  
なお、電話又は郵送による情報提供請求は受け付けない。

### 4 情報提供請求及び情報提供の場所

和歌山市立和歌山高等学校

### 5 本人確認のため提示を求める書類

- (1) 受検票
- (2) 本人であることを確認できるもの（生徒証、健康保険証、住民票等）

### 6 情報提供の方法

高等学校長は、受検者本人であることを確認したうえ、請求のあった個人情報を、情報提供する内容を転記した書面の交付により即時に情報提供する。